就学援助(入学準備費)の入学前支給申請のお知らせ

とんだばやしし れいわ ねん がつ こ とんだばやししりつしょうがっこう にゅうがく ほごしゃ 富田林市では、令和8年4月にお子さまが富田林市立小学校に入学する保護者さまに、 所得に関する審査の上で、就学援助制度の入学準備金を入学前に前倒しで支給します。

入学準備金の入学前支給を受けることができる方

次の(1)~(3)の要件**すべて**に当てはまる方

- (1) 令和8年(2026年) 2月 | 日時点で富田林市に居住している方
- (2) お子さまが令和8年(2026年) 4月に富田林市立小学校に入学予定の方
- (3) 就学援助の要件に該当する方 | 所得に関する審査があります
 - ※所得審査について、くわしくはこの案内の裏面をご確認ください。
 - ※生活保護を受給している世帯は、就学援助の入学準備費は支給の対象外です。

支給予定額・支給時期

- 支給予定額(新小学 | 年生お一人につき) … 57, 060円
- 支給時期・支給方法 … 令和8年3月中旬頃に指定の保護者口座へ振込

支給を受けるためには、令和8年(2026年)1月 に申請が必要です

〇 申 間 請 期

令和 8 年 | 月 5 日(月曜日) ~ 30 日(金曜日)午後 5 時 30 分

- 〇申 請方 法 **A・Bどちらか**の方法で申請を行ってください。
 - A オンライン申請(WEB上のフォームから申請)

富田林市役所ホームページの入学準備費案内ページ(右二次元コード)内に 令和8年1月5日午前9時~ 申請フォームの URL を公開、受付開始します。

案内にしたがって、必要事項を入力してください。

※申請には受信可能なメールアドレスが必要です。

回答完了メールの送付をもって受付とします。必ず受取を確認してください。



富田林市役所 ホームページ 入学前支給案内

B 窓口申請

申請期間中、富田林市役所4階 「30」番窓口 教育指導室で申請を受付します。 期間中、申請書を窓口に設置しますので、直接窓口で申請書を記入、提出してください。

○ 申請時に必要なもの ※令和6年度現在小学校・中学校に在籍中の上のきょうだいがいない場合 認定となった場合に振込を希望する保護者名義の口座の口座情報・名義の確認できる 通帳もしくはキャッシュカード(写し可、オンライン申請の場合は画像データ)

【令和7年度現在 小学校・中学校に在籍中の上のきょうだいがいる方 のみご確認ください】

■ 上のきょうだいが令和7年度就学援助を申請している

就学援助申請と同じ口座に振り込むため、<u>入学準備金申請時、口座情報の提出は不要</u>です。(申請は必要です。) ただし、学校長払いを選択している場合は、保護者口座情報を提出する必要があります。

■ 上のきょうだいが令和7年度就学援助の申請をしていない 就学援助制度の詳細 → 入学前支給申請とは別に、上のきょうだいの令和7年度就学援助の申請を行ってください。



所得審査について

- 所得審査の対象となる所得・所得審査の基準

所得審査の対象となる方全員の 令和6年 | 月~12 月の**総所得金額の合計** が、同住所に住民票がある人の人数・年齢から算出される 認定基準額 (下の表参照)以下の方が認定になります。

総所得金額について <u>令和6年分源泉徴収票</u>「支払金額」右横<u>「給与所得控除後の金額」</u>をご確認ください。 (給与所得者の場合) 参考例 「支払金額」 2,680,000 円の場合、「給与所得控除後の金額」は 1,796,000 円

◆ 認定基準額目安表(令和6年度実績) 基準額は申請者ごとに算出されるため、金額には変動があります。

同住所に住民票がある人数	2人	3人	4人	5人	6人
(新入学児童・幼児含む)	27	37	4 /X	37	
認定基準額(目安)	約 194 万円	約 240 万円	約 269 万円	約 292 万円	約 336 万円

- ※ 表は目安です。総所得金額の合計が表の金額を上回る場合でも、審査を希望する方は申請してください。
- ※ 富田林市に所得情報がない場合、審査結果を確定することができず、支給ができません。税制上の扶養 に入っている方を除き、収入がない場合も令和6年中の所得の申告を必ずすませておいてください。

令和7年 | 月2日以降に市外から転入した方、単身赴任中などで父母の住民票が市外にある方 富田林市では所得情報の確認ができないため、審査を受けるためには令和7年度所得証明書を教育指導 室に提出いただくか、マイナンバーを提出し、以前の住所地への所得照会に同意いただく必要があります。

※今回(令和8年1月)に入学準備金支給の申請を行わなかった場合・不認定となった場合 入学後に申請が開始される令和8年度就学援助を当初申請期間(例年4月の1学期始業式~5月 15日頃)に申請し、認定となった場合は、8月末頃に新入学学用品費として同額を支給します。

(注) I 月広報に申請開始のお知らせを掲載します。個別家庭への申請書の郵送など直接のご案内は 行っておりませんので、支給申請を希望される方は申請可能期間にご注意ください。

【問い合わせ先】富田林市教育委員会 教育指導室 電話番号 0721-25-1000(内線 364)